

工業用水道料金算定要領 新旧対照表（令和 7 年 5 月 30 日改正）

改 正 後	改 正 前
第一 基本原則 一 （略） 二 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条第 2 項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めると<u>こ</u>ろにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条 第 6 項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。 三 （略） 四 （略）	第一 基本原則 一 （略） 二 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条第 2 項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めると<u>と</u>ろにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条 第 6 項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場 合においても同様とする。 三・四 （略）
<u>第五 撤退負担金</u> <u>一 料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。</u> <u>二 撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。</u> <u>三 撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。</u>	<u>(新設)</u>